

広島市児童発達支援センター等利用者負担助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の3に規定する通所給付決定保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）が同項の指定通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときに負担すべき費用（以下「利用者負担」という。）の一部の助成について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者の要件)

第2条 この要綱による利用者負担の一部の助成（以下「利用者負担助成」という。）を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、法第21条の5の2の「児童発達支援」又は「医療型児童発達支援」を受ける通所給付決定保護者（義務教育終了後に「児童発達支援」又は「医療型児童発達支援」を受ける通所給付決定保護者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) **児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「施行令」という。）第24条第1項第1号又は同項第2号**に掲げる者のうち、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の**世帯**に属する者に係る前年（指定通所支援のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年）分の所得税の額（児童福祉法に基づく措置等の規則（昭和62年3月31日広島市規則第31号）の例により計算した所得税をいう。以下「所得税額」という。）の合計額が4万1円以上7万円以下である者
- (2) **施行令第24条第1項第1号又は同項第2号**に掲げる者のうち、所得税額の合計額が1万5,001円以上4万円以下である者
- (3) **施行令第24条第1項第1号又は同項第2号**に掲げる者のうち、所得税額の合計額が1円以上1万5,000円以下である者
- (4) **施行令第24条第1項第1号又は同項第2号**に掲げる者のうち、所得税額の合計額が0円である者であって、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の**世帯**に属する者に係る当該年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による所得割の額（同法附則第5条の4第6項若しくは同法附則第5条の4の2第5項又はふるさと納税制度による同法第314条の7の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が1円以上である者
- (5) **施行令第24条第1項第1号又は同項第2号**に掲げる者のうち、所得税額の合計額が0円である者であって、前号に掲げる者以外のもの

(助成の実施期間)

第3条 利用者負担助成の実施期間は、平成29年度から平成31年度までとする。

(助成要件及び助成額)

第4条 利用者負担助成は、同一の月に受けた指定通所支援に係る利用者負担の額（法第21条の5の3に規定する通所特定費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下同じ。）が助成額算定基準額を超える場合に行うものとし、利用者負担助成の額は、当該利用者負担の額から助成額算定基準額を控除して得た額とする。

(助成額算定基準額)

第5条 前条の助成額算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる者 1万7,200円
- (2) 第2条第2号に掲げる者 1万3,050円
- (3) 第2条第3号に掲げる者 4,450円
- (4) 第2条第4号に掲げる者 2,050円
- (5) 第2条第5号に掲げる者 1,250円

(助成対象者の認定の申請)

第6条 利用者負担助成を受けようとする者は、あらかじめ、別に定める利用者負担額減免等申請書により市長に申請するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 第2条に規定する助成対象者の要件に該当することを証する書類
- (2) 法第21条の5の7に規定する通所受給者証（以下「受給者証」という。）

(助成対象者の認定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請をした者が第2条に規定する助成対象者の要件に該当するか否かを確認し、その結果を別に定める決定通知書により当該申請をした者に通知するとともに、助成対象者と認定した場合は、受給者証に助成対象者である旨及び第5条の助成額算定基準額を記載して交付するものとする。

(助成対象者の認定の有効期間)

第8条 助成対象者の認定の有効期間は、申請の日の属する月の翌月の初日（申請の日が月の初日である場合にあっては、当該申請の日）から支給決定の有効期間の終了の日（支給決定の有効期間の終了の日までの間に利用者負担上限月額の見直しを行う場合にあっては、当該見直しの日の前日）までとする。

2 支給決定の申請と同時に第6条第1項の規定による申請を行った場合における助成対象者の認定の有効期間の開始の日は、前項の規定にかかわらず、当該支給決定を行った日とする。

3 前2項の助成対象者の認定の有効期間は、第3条の利用者負担助成の実施期間を超えないものとする。

4 助成対象者の認定の有効期間の変更は、利用者負担上限月額の変更の例による。

(助成対象者の非該当の届出)

第9条 助成対象者の認定を受けた者は、第2条に規定する助成対象者の要件に該当しなくなったときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(助成対象者の認定の取消し)

第10条 助成対象者の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、当該認定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用者負担助成を受けたとき。

(受給者証の提示)

第11条 利用者負担助成を受けようとする助成対象者は、指定通所支援を受けるに当たっては、

「児童発達支援」又は「医療型児童発達支援」を実施する法第43条に規定する「児童発達支援センター」や法第21条の5の15に規定する「指定通所支援事業者」（以下「センター等」という。）に受給者証を提示し、助成対象者である旨及び第5条の助成額算定基準額の確認を受けなければならない。

- 2 前項の確認を行ったセンター等は、指定通所支援を提供した際は、受給者証の内容に基づき、当該助成額算定基準額を当該助成対象者に係る利用者負担の上限月額とみなし、当該助成対象者から利用者負担の額の支払を受けるものとする。

（助成の方法）

第12条 利用者負担助成は、指定通所支援を提供したセンター等に対し、第4条の規定に基づき算定した利用者負担助成の額を支払うことにより行うものとする。ただし、法第21条の5の7第11項の規定により障害児通所給付費が通所給付決定保護者に代わりセンター等に支払われなかった場合は、助成対象者に対し、利用者負担助成の額を支払うことにより行うものとする。

- 2 前項本文の規定により利用者負担助成を受けようとするセンター等は、原則として翌月の10日までに所定の請求書を市長に提出するものとする。
- 3 第1項ただし書の規定により利用者負担助成を受けようとする者は、対象指定通所支援を提供したセンター等から交付された領収証及びサービス提供証明書その他必要と認められる書類を添えて、市長に申請するものとする。
- 4 センター等は、第1項本文の規定により利用者負担助成の額の支払を受けた場合は、助成対象者に当該助成対象者に係る利用者負担助成の額を通知しなければならない。

（高額障害児通所給付費の支給との適用関係）

第13条 利用者負担助成は、法第21条の5の12に規定する高額障害児通所給付費の支給に優先して行うものとする。

- 2 前項の規定により利用者負担助成を受けた者に対する高額障害児通所給付費の支給については、利用者負担助成前の利用者負担の額から当該助成対象者に係る利用者負担助成の額を控除して得た額が、なお著しく高額であると認められる者に対して行うものとする。

（生活保護移行防止措置との適用関係）

第14条 通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である者であって児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第25条の3に規定するものに係る施行令第27条の2第1項又は同項第3号に規定する負担上限月額の算定は、利用者負担助成を受ける前の状態について行うものとする。

（社会福祉法人軽減との適用関係）

第15条 「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業の実施について」（平成18年4月3日障発第0403002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく利用者負担の軽減が行われている場合において、第5条の助成額算定基準額が同通知に規定する軽減措置対象額の基準となる額（以下この条において「社会福祉法人軽減算定基準額」という。）よりも少ないときは、同条の規定にかかわらず、利用者負担助成の額は、当該社会福祉法人軽減算定基準額から当該助成額算定基準額を控除して得た額とする。

(障害児通所支援に係る利用者負担の多子軽減との適用関係)

第16条 施行令第26条第3号に規定する利用者負担の多子軽減による負担上限月額の設定は、第2条の利用者負担助成を受ける前の状態について行うものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第17条 センター等は、同一の月に2以上の指定通所支援を受けた助成対象者から利用者負担額等の管理の依頼を受けたときは、指定通所支援ごとに当該助成対象者が同一の月に受けた指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額から障害児通所給付費の額を控除した額を算定し、その合計額(以下この条において「利用者負担額等合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、利用者負担額等合計額が第5条の助成額算定基準額を超えるときは、センター等は、当該指定通所支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市長に報告するとともに、助成対象者に通知しなければならない。

第18条 センター等が前条の規定により利用者負担額等の管理を行った場合には、当該助成対象者が当該同一の月に受けた指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額は、当該額に1か月につき150単位(1単位の単価については、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成18年厚生労働省告示第568号)の規定を準用する。)を加算した額とみなすものとする。

2 前項の加算は、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第557号)に規定する利用者負担額等の管理に係る加算が行われる場合は、行わない。

(権利譲渡等の禁止)

第19条 利用者負担助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任規定)

第20条 この要綱に定めるもののほか、利用者負担助成に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、第2条、第11条の規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。